

入 札 説 明 書

中川駅東広場土地貸付事業

令和 7 年 7 月

松阪市建設部建設保全課

中川駅東広場土地貸付事業に係る入札等の概要

手続等	期間・期日・期限	場所等
入札説明書等の配布 期間	令和 7 年 7 月 17 日（木） ～ 令和 7 年 8 月 18 日（月）	松阪市ホームページから ダウンロードできます。 ホームページアドレス http://www.city.matsusaka.mie.jp/
質問の受付期間	令和 7 年 7 月 22 日（火） ～ 令和 7 年 7 月 31 日（木）正午まで （FAX に限ります）	松阪市殿町 1340 番地 1 松阪市役所建設部建設保全課 FAX 0598-26-8184
質問に対する回答	令和 7 年 8 月 6 日（水） 午後 4 時まで （FAX にて回答）	※質問書に記載の FAX 宛
入札参加申込書の提出	令和 7 年 8 月 18 日（月） 午後 5 時まで （郵送）	〒515-8515 松阪市殿町 1340 番地 1 松阪市役所建設部建設保全課
入札保証金振込期限	（免除）	
入札書到着期限	令和 7 年 8 月 25 日（月） ※郵便による入札の方法 入札説明書 7 及び 8 によります。 （松阪郵便局留）	〒515-8799 松阪郵便局留 松阪市役所建設部建設保全課行
開札	令和 7 年 8 月 26 日（火） 午後 2 時	松阪市殿町 1340 番地 1 松阪市役所第 3 別棟 2 階入札室
土地利用計画書提出 期限	令和 7 年 8 月 28 日（木）	※入札説明書 12 によります。
契約保証金納付期限	令和 7 年 9 月 2 日（火） 午後 5 時まで （領収書の写しを FAX にて提出）	※入札説明書 13 によります。
契約締結期限	令和 7 年 9 月 3 日（水） 午後 5 時まで （書留による郵送または持参）	〒515-8515 松阪市殿町 1340 番地 1 松阪市役所建設部建設保全課

※ 入札参加申込書の提出がない場合は、入札に参加できません。

※ 入札参加申込者に限り質問を受付けます。質問書を FAX で送付する場合は、電話連絡をお願いします。なお、質問がない場合は、質問書の提出及び電話連絡は不要です。

※ 入札参加申込者が入札参加資格を有していない場合は、令和 7 年 8 月 21 日（木）正午までに、入札参加申込書に記載の連絡先に連絡します。

入札説明書

入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟読のうえ、入札に参加しなければなりません。

1. 入札の方式

郵便入札により行うものとします。

2. 入札参加資格

次の各号に定める内容をすべて満たす個人又は単体の法人のみが参加することができ、複数人又は複数法人での共同申込はできません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第 2 項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しない個人又は法人であることとします。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び同条第 6 号に該当しない者であることとします。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であることとします。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者であっても更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であることとします。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けたものであっても再生計画が認可された者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (5) 本市入札事務に関して資格停止となっていない者とします。
- (6) 24 時間緊急対応が可能なコールセンターを有している者とします。（協力業者を含む。）
- (7) 60 分以内に現着できるメンテナンスの事業所を有している者とします。（協力業者を含む。）
- (8) 過去 10 年以内に時間貸し駐車場を運営した実績がある者とします。

3. 入札関係書類の配布

(1) 書類の様式

貸付物件の概要等は、松阪市ホームページにおいて公開（令和7年7月17日掲載）し、入札に必要な各種様式は、松阪市ホームページからダウンロードできます。

(2) 配布期間

令和7年7月17日（木）から令和7年8月18日（月）まで

4. 入札参加申込

(1) 申込期間

令和7年7月17日（木）から令和7年8月18日（月）午後5時まで

(2) 申込方法

郵便によるものとし、令和7年8月18日（月）午後5時必着とします。

(3) 必要書類（※必要書類の提出がない場合は、入札に参加できません。）

- ① 入札参加申込書【様式1】
- ② 代表者身分証明書又は履歴事項全部証明書【商業登記簿謄本】（書類提出時点で発行後3カ月以内）
- ③ 印鑑証明書（書類提出時点で発行後3カ月以内）
- ④ 市税、県税の完納を証明できるもの【地方公共団体発行】（書類提出時点で発行後3カ月以内）
- ⑤ 納税証明書その3の2又はその3の3【消費税及び地方消費税について未納税額が無い証明書／税務署発行】（書類提出時点で発行3カ月以内）
- ⑥ 誓約書兼承諾書【様式2】
- ⑦ 実績を証明できるもの（主な運営実績に関する契約書等の写し）

5. 質問回答

本件に関する質問について、質問書【様式3】によりFAXに限り受け付けます。
なお、質問書を送信された際は、下記担当者まで必ず電話連絡してください。（質問がない場合は、質問書の送信及び電話連絡の必要はありません。）

(1) 質問の受付期間及び時間

日 時 : 令和7年7月22日（火）から令和7年7月31日（木）
正午まで

送 信 先 : 松阪市建設部建設保全課

FAX 番 号 : 0598-26-8184

※ FAXの件名は、「中川駅東広場土地貸付事業」と記載してください。

※ 会社名、回答するFAX番号及び担当者の方の氏名を必ず記載してください。

(2) 質問の回答年月日及び時間

日 時 : 令和7年8月6日(水) 午後4時まで

送 信 先 : 質問書に記載の担当者

FAX 番 号 : 質問書に記載の FAX 番号

※ 質問があった場合、FAX にて回答します。

6. 入札保証金

当該入札は、入札保証金を免除とします。

7. 入札書の郵送及び書き方

入札は、松阪市の指定用紙を使用し、封筒は松阪市が指定した様式に従い作成した「郵便入札用封筒」を使用して、下記のとおり期間内に郵送してください。なお、理由の如何にかかわらず、提出された入札書の引き換え、変更及び取り消しはできません。

(入札書の郵送については、入札に係る様式の郵便入札用封筒記載例を参考にしてください。)

(1) 入札書の郵送

送付先 〒515-8799 松阪郵便局留 松阪市役所建設部建設保全課行

郵送方法 「入札書」に必要事項を記入のうえ、押印してください。

※ 「入札書」を「郵便入札用封筒」に入れて封緘し、「一般書留郵便」「簡易書留郵便」「特定記録郵便」のいずれかの方法により郵送手続を行ってください。

※ ポストからの投函はできません。

※ 上記以外の方法(普通郵便、持参提出など)でした入札は受理しません。

※ 郵便局が発行する郵便物受領書(お客様控)は、開札が終わるまで大切に保管してください。

(2) 入札書の書き方

① 入札書に記載する入札額は、必ず5年分の賃借料を記入してください。

また、本貸付物件は、消費税及び地方消費税非課税物件です。

② 商号又は名称及び代表者名は履歴事項全部証明書【商業登記簿謄本】に記載のとおり記入し、実印を押印してください。

③ 入札書への金額の記入は、アラビア数字(0、1、2、3、・・・)の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを付け、当該物件の入札金額を記入してください。

④ 金額欄を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。

⑤ 入札の日付は「入札(開札)日」とします。

⑥ 入札書は、ボールペン又は万年筆で記入してください。

(3) 郵便入札用封筒

- ① 封筒は、松阪市が指定した様式に従い作成した「郵便入札用封筒」を使用することとします。
- ② 封筒の表面には、「開札日 令和 7 年 8 月 26 日開札 件名 中川駅東広場
土地貸付事業」と記載することとします。

(4) 入札時提出書類

- ① 入札書（郵便入札用封筒に入れ、封をしたもの。）
- ② 入札書以外の書類等は入れないでください。

8. 到着期限の厳守

(1) 入札書到着期限

令和 7 年 8 月 25 日（月）とします。

期限までに松阪郵便局に届くようにゆとりをもって郵送手続をとってください。
ただし、入札書の郵送開始日は、到着期限の 10 日前とします。

(2) 注意事項

- ① 郵送開始日前に発送された入札書は無効となります。
- ② 到着期限後に届いた入札書は受理しません。

9. 開札及び落札者の決定

到着した入札書は、開札日時まで開封せずに保管します。

開札は下記の日時及び場所で行います。

(1) 日時

令和 7 年 8 月 26 日（火）午後 2 時

(2) 場所

松阪市役所第 3 別棟 2 階入札室

(3) 開札の立ち会い

- ① 入札参加者で、当該開札の立ち会いを希望する方は、各入札参加者につき 1 名に限り開札に立会うことができます。
- ② 立会人は、入札参加者又は入札参加者の委任を受けた代理人でなければなりません。この場合、入札参加者は、他の入札参加者の代理人となることはできません。また、同一入札において 2 者以上の代理人となることもできません。
- ③ 入札参加者の委任を受けて、代わりに開札会場に入場される場合は委任状（様式は任意）が必要です。
- ④ 立会いを希望する方は、開札の開始時間までに開札場所に集合してください。

※委任状を持参しない代理人は、立会いをすることはできません。

(4) 落札者の決定方法

- ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、本市が定めた予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者とします。
- ② 前記に該当する者が2人以上あるときは、開札後直ちに行うくじにより決定します。なお、開札会場に入札者が不在の場合は、本市が指定した者が当該入札者に代わってくじを引き落札者を決定します。

10. 入札の無効

次の事項に該当する場合は無効になります。

- (1) 指定された郵送方法以外の方法で郵送したもの
 - ① 「一般書留郵便」「簡易書留郵便」「特定記録郵便」以外の郵便物
 - ② 郵送開始日前に発送されたもの
 - ③ 持参したもの
- (2) 到着期限（郵送締切日）を過ぎて到着したもの
- (3) 指定の様式以外の封筒で入札書などを郵送したもの
- (4) 封筒に指定された事項が記載されていないもの
 - ① 当該入札と判断できない場合
 - ② 入札日などに誤りがあるもの
- (5) 封緘されていない場合
- (6) 入札書及び入札用封筒に記名押印のないもの
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 入札書の金額、商号又は名称、印影又は重要な文字が誤脱もしくは不明なものの
- (9) 入札公告に示した競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (10) 競争入札参加申請書等に虚偽の記載をした者の入札
- (11) 松阪市契約規則（平成17年松阪市規則第64号）第17条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (12) 本市により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札時点において入札に参加する資格のない者の行った入札
- (13) その他規則、要綱などであらかじめ指示した事項に違反した入札

11. 契約の不締結

落札決定後、契約までの間に、落札者が競争入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しません。

12. 土地利用計画書の提出

落札者は、指定する期限までに、土地利用計画書【様式4】を提出し、仕様書4の貸付条件にかかる承認を受けなければなりません。

なお、提出しない場合は、その落札を無効とします。

13. 契約保証金の納付

落札者は、契約締結時に契約保証金として、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を、指定する期限までに、松阪市が発行する納入通知書により納付するものとします。納付された契約保証金は、契約履行後これを還付します。ただし、契約保証金には利子を付けません。

14. 契約書の提出

(1) 契約書の様式

契約書は、本市が指定する様式とします。

(2) 契約締結期限

令和 7 年 9 月 3 日(水)午後 5 時までとします。(書留による郵送又は持参)

(3) 契約は、入札書に記載された名義で行います。

(4) 契約の締結には、実印、収入印紙が必要です。これら契約の締結に必要な費用は落札者の負担とします。

(5) 落札者が契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とします。